

橋詰広場 事業スキーム（案）

橋詰広場の事業スキームは、Park-PFI の事業スキームによる。

1 中央緑道の管理者：岡崎市（公園緑地課）

2 事業スキーム（案）

(1) 事業スキーム

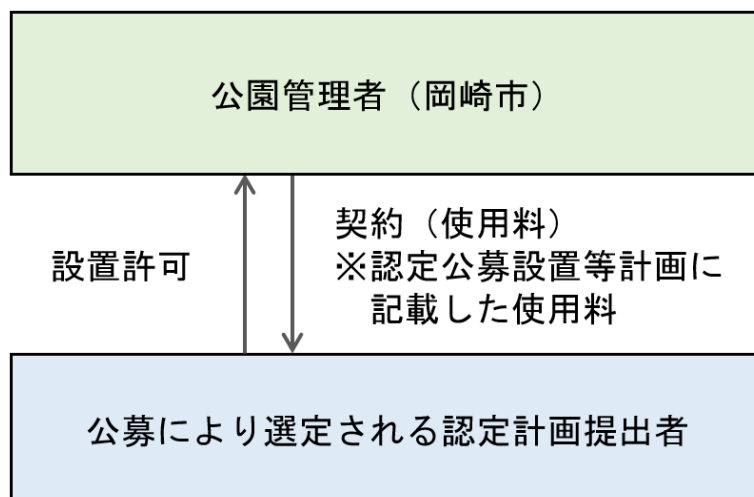
①都市公園法第 5 条の 2 に基づく公募設置等指針を策定し、第 5 条の 5 に基づく公募設置等計画の認定を受けた民間事業者（認定計画提出者）は、公園管理者より、法第 5 条の 7、法第 5 条第 1 項に基づく設置許可を受けることができます。

②特定公園施設の建設にあたり、民間事業者は整備費の 1 割以上を負担することとします。

(2) 使用料

認定計画提出者が認定公募設置等計画に記載した使用料を公園管理者へ支払います。

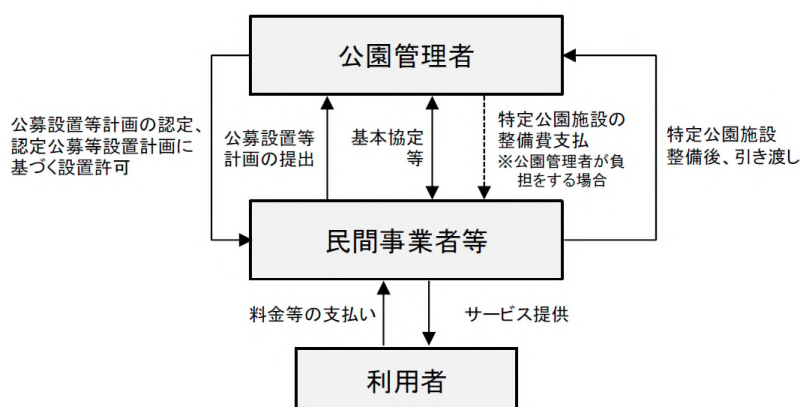
なお、認定公募設置等計画に記載した使用料は、都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 4 号に基づき、公募設置等指針に記載する公募対象公園施設の使用料を最低額（岡崎市都市公園条例で定める使用料の額を下回らないこと）とし、設定します。



●「Park-PFI」の事業イメージ

◆Park-PFI とは

平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。



<P-PFI のイメージ>



◆公募対象公園施設とは

飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。

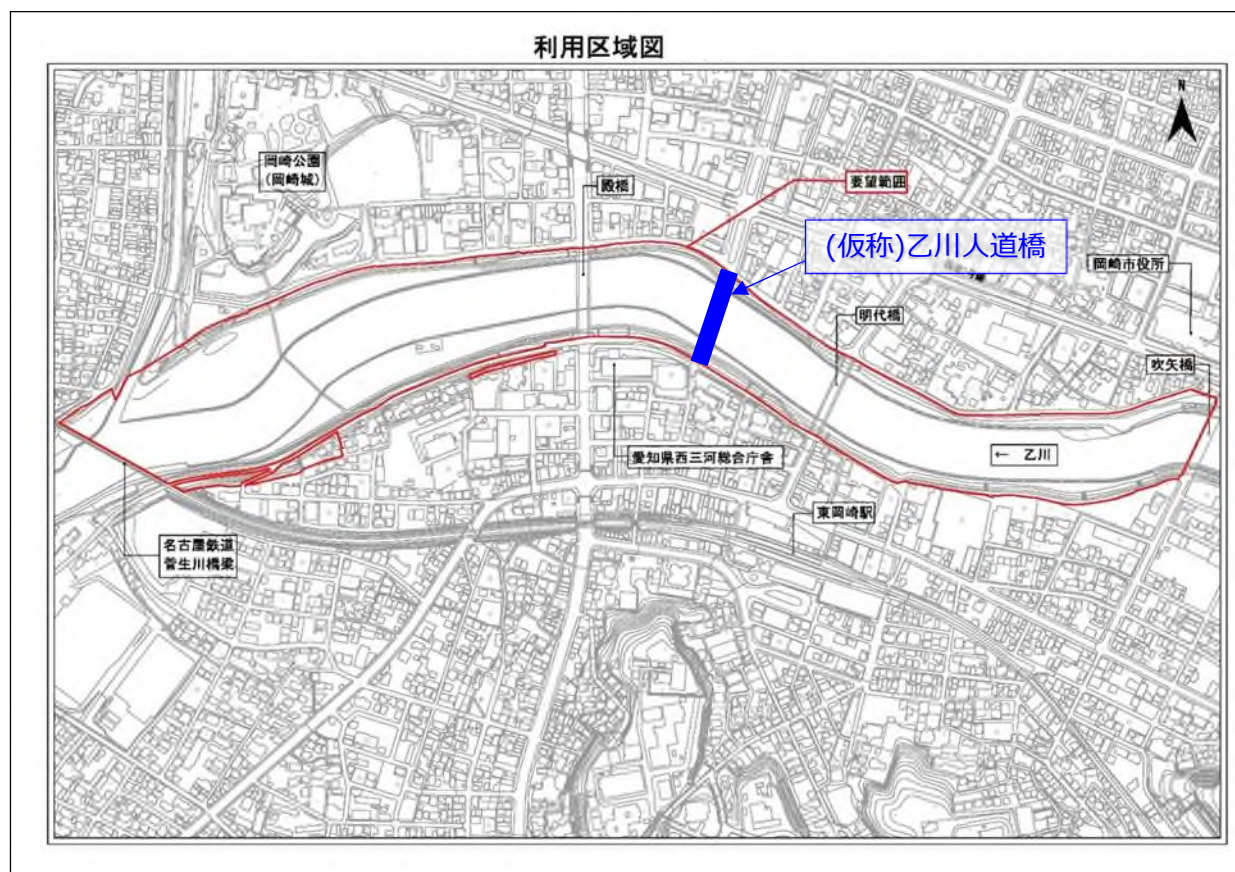
◆特定公園施設とは

公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

(仮称) 乙川人道橋 事業スキーム (案)

(仮称) 乙川人道橋上は、Park-PFI のスキームに合わせて、河川法の占用許可に係る基準等を定めた河川敷地占用許可準則第二十二の都市・地域再生等利用区域の指定等に基づく適切な手続きにより活用が可能となります。Park-PFI の事業スキームは橋詰広場の事業スキームを御参照ください。

- 1 一級河川矢作川水系乙川の管理者：愛知県
- 2 乙川を都市公園乙川河川緑地として占用する占用主体（公園管理者）：岡崎市（公園緑地課）
- 3 河川敷地占用許可準則第二十二の都市・地域再生等利用区域の指定等
 - (1) 指定期日：平成 27 年 11 月 26 日
 - (2) 占用主体：乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会
 - (3) 指定範囲：利用区域図のとおり



4 事業スキーム等

(1) 事業スキーム

次の①～③に基づき事業の実施が可能となります。

①河川法 24 条・26 条の占用許可を受けることができる占用主体（都市・地域地域再生等占用主体）として乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会が毎年占用許可を取得しています。※河川管理者と協議し準則上最長の 10 年占用許可の取得を目指しています。

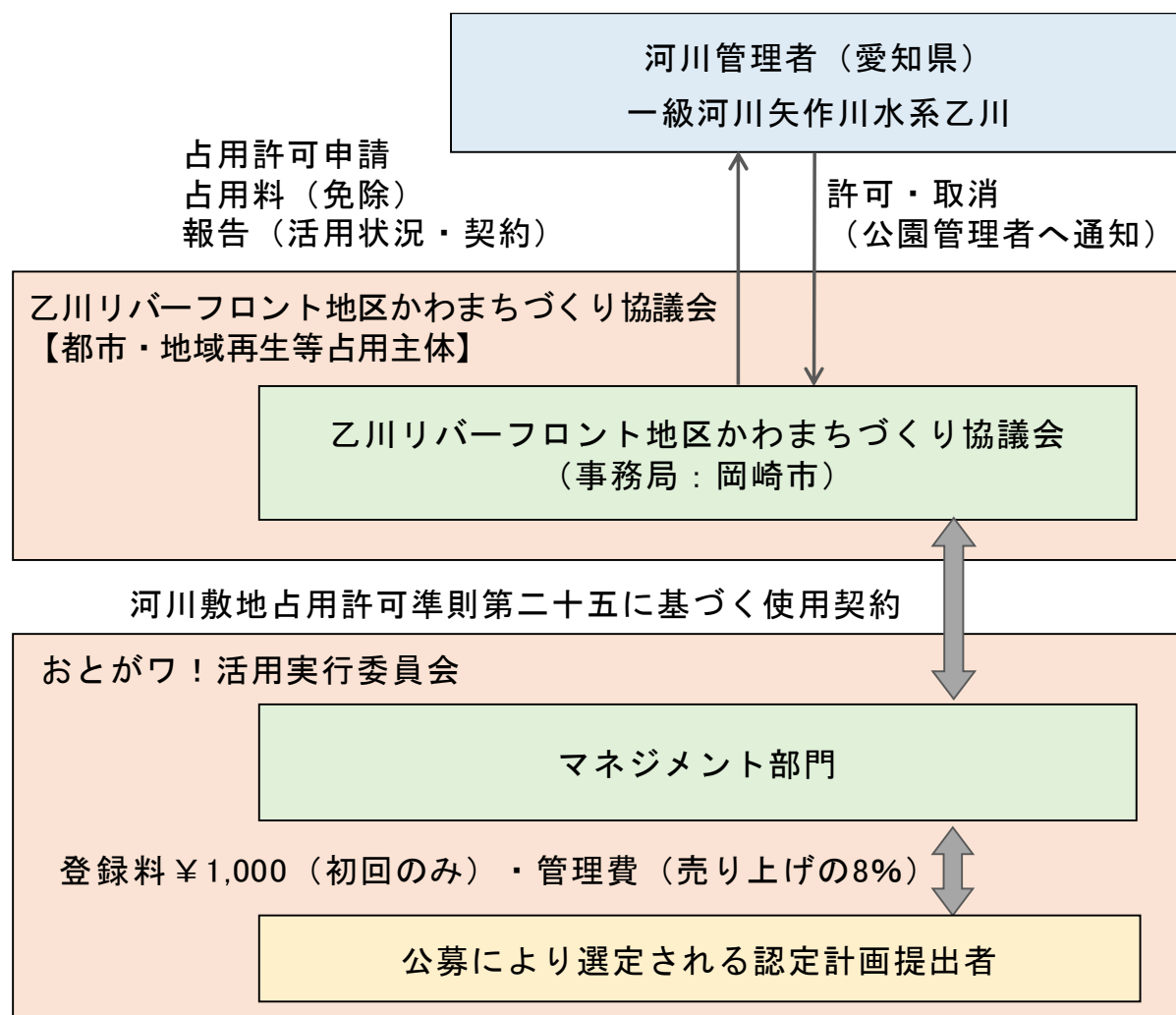
②乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会は、取得した占用許可の範囲内で、河川敷地占用許可準則第二十五に基づく使用契約をおとがワ！活用実行委員会と締結します。

③公募により選定される認定計画提出者は、おとがワ！活用実行委員会の会則に基づき覚書等により、（仮称）乙川人道橋上の活用が可能となります。

(2) 登録料と管理費

おとがワ！活用実行委員会が徴収する登録料¥1,000（初回のみ）と管理費（売り上げの8%）は、マネジメント部門（事務局）の運営費及び今後のかわまちづくり（広報・宣伝費、レンタル備品購入費、河川清掃費等）に再投資されます。

※登録料と管理費は今後変更の可能性あり



乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 中心市街地を流れる乙川の清流と、豊かな水辺空間は、岡崎市の象徴であり、貴重な財産となっている。協議会は、これらを最大限に活用して、観光産業都市の創造に資する、官民連携した持続可能な「かわまちづくり」を、河川管理者と共に実現することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- ・河川空間とまち空間の融合を図るため、民間主導における河川空間での自由で多様な活用及び先駆的な取組みに関すること。
- ・民間主導の活動支援のための施設整備並びに観光産業を意識した河川空間からの景観とまちづくりの整備推進に関すること。
- ・協議会におけるかわまちづくりマネジメント部門(運営主体)として「乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置し、河川空間を利活用した取り組みに対する使用契約(施設利用料の徴収を含む)、指導、監督及び承認等に関することを行う。

(構成員)

第4条 協議会の委員は、次の者を持ってあてる。

- ・まちづくりや都市活性化に関する専門知識を有する学識経験者
 - ・地域意見を代表する者として都市・地域再生等利用区域沿いの学区総代会長
 - ・地域意見を代表する者として菅生川を美しくする会の学区総代会長
 - ・地域商工企業を代表する者として商工会議所の代表者
 - ・地域商店街を代表する者として商店街組合等の代表者
 - ・地域まちづくり組織の代表者
 - ・地域漁業者を代表する者として岡崎市漁業協同組合の代表者
 - ・地域観光事業者を代表する者として岡崎市観光協会の代表者
 - ・かわまちづくり支援制度を推奨する者として、国土交通省中部地方整備局地域河川課長
 - ・地方公共団体として、岡崎市副市長
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、異動があった場合は後任者がその職務を引き継ぐものとする。
- 3 協議会の目的及び役割を果たすため、委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し、決定

する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

(会長等)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 会長は、原則年1回以上協議会を招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、岡崎市とする。

- 2 事務局は協議会の運営を行うとともに、協議会で審議・決定された事項について河川管理者から占用許可を受ける。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定める。

(付則) この要綱は平成27年10月1日から施行する。